

令和8年第2回浅川町議会定例会

議事日程（第5号）

令和8年3月11日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第15号 令和8年度浅川町国民健康保険特別会計予算
日程第 2 議案第16号 令和8年度浅川町宅地造成事業特別会計予算
日程第 3 議案第17号 令和8年度浅川町介護保険特別会計予算
日程第 4 議案第18号 令和8年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5 議案第19号 令和8年度浅川町上水道事業会計予算
日程第 6 議案第20号 令和8年度浅川町下水道事業会計予算
日程第 7 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件
日程第 8 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件
日程第 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程の追加

- 日程第10 同意第 1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第11 同意第 2号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第12 同意第 3号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程のとおり

- 日程第10 同意第 1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第11 同意第 2号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第12 同意第 3号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて

出席議員（10名）

1番	須藤孝夫君	2番	富永勉君
3番	菅野朝興君	4番	兼子長一君
5番	木田治喜君	6番	岡部宗寿君
7番	須藤浩二君	8番	上野信直君
9番	会田哲男君	10番	水野秀一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	江	田	文	男	君	副	町	長	加	藤	守	君											
教	育	長	真	田	秀	男	君	総	務	課	長	生	田	目	源	寿	君							
企	画	商	工	課	長	我	妻	悌	君	農	政	課	長	関	根	恵	美	子	君					
建	設	水	道	課	長	生	田	目	聡	君	会	計	管	理	者	坂	本	克	幸	君				
保	健	福	祉	課	長	佐	川	建	治	君	兼	税	務	課	長	住	民	課	長	高	野	喜	寛	君
教	育	課	長	我	妻	美	幸	君																

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田	子	広	子	会計年度任用	芳	賀	純	弓
--------	---	---	---	---	--------	---	---	---	---

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、議案第15号 令和8年度浅川町国民健康保険特別会計予算を議題とします。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 142ページの出産育児諸費ということで、出産育児一時金ということで初日にご説明がありまして、1人につき3万円掛ける50人ということで150万円支給されるということで、これはいつのタイミングに支給されていくのかということで、通知方法、入金方法ですね、現金支給なのかということでお伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうからお答えいたします。

その150万円ですね、詳細は50万円掛ける3人です。これは出産した方、医療費分ですね。どの医療保険でももらえるというか交付があるもので、国保においても50万、出産後に給付されるもので、国保の被保険者で3人分の出産を見込んでおるところで、3人分掛ける50万円という予算で、ほかの社会保険と同じように出産後に交付するものです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、入金方法というか、これは振込なのかということなんですけれども、どうでしょう、そちらはいかがですか。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 出産後に口座へ振込となります。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今議会に提出された国保税条例の改正は、従来の国保税にさらに子ども・子育て分を上乗せ徴収するものであって、納得できないということで反対をいたしました。

本予算は、その子ども・子育て分の徴収を前提とした予算でありますので、これについては反対いたします。

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、議案第15号 令和8年度浅川町国民健康保険特別会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、議案第16号 令和8年度浅川町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第16号 令和8年度浅川町宅地造成事業特別会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、議案第17号 令和8年度浅川町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第17号 令和8年度浅川町介護保険特別会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、議案第18号 令和8年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第18号 令和8年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第19号 令和8年度浅川町上水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第19号 令和8年度浅川町上水道事業会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第20号 令和8年度浅川町下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 231ページの1款1項2目の処理場費で、農業集落排水処理場の管理業務委託料が前年度より減額となっております。この要因をお伺いします。

それと、通告はしていないんですけども、今進めている公共下水道の下水道管の布設工事ですか、この完了予定はいつ頃なのかお聞きします。全体の面整備ですか、その完了予定は何年度なのかをお聞きします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

下水道事業会計の3つの処理場を持っておりまして、公共下水、農業集落排水、それから花火の里汚水処理事業を3つのセグメントとして1つの下水道事業会計としておりますけれども、このうち、農業集落排水事業の処理場、大草地区の農業集落排水処理場、こちらの管理委託料が、金額が安く今回計上しております。

この理由につきましては、近年、どの処理場においても、3つの処理場、別々の会社が維持管理業務を請け負っているんですけれども、近年どこも、人件費等々の高騰などによりまして、年々委託料は上がっている傾向にはございます。

そういった中で、これまでの管理業者の金額を、同じ事業になったものですから、いろいろ比較をしてみたところ、規模の割には大草地区が突出してちょっと高いのかなというふうに思っていたものですから、この1つの会計とした中で3つの処理場を別々の業者に委託し続けるということにちょっと疑問もあったものですから、若干の見直しを図ってみようということが発端といたしますか、なんですけれども、それで、見積りをちょっと、農業集落排水事業がちょっと高かったので、別な会社にちょっとこの管理業務できないかということで参考見積りを取ったところ、大幅に安くできるということが見込まれたため、その業者はですね、変更を前提に予算を計上したところでございます。これが令和8年度109万7,000円ほど予算計上安くなった要因でございます。

今後もいろいろと検討した上で、なかなか急に新しい業者に替えるということも簡単にはいかない部分もあるんだと思うんですけれども、その辺は引き続き検討を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 　いつ頃なの、完了。

○建設水道課長（生田目 聡君） 　あと、すみません、もう一点、公共下水道の汚水事業のほうの完了時期ですけれども、当初、令和8年度、汚水処理事業については全体事業の完了ということで目標にしておったんですが、若干国のほうの予算の関係もありまして、ちょっと令和8年度には難しいかなというふうに令和8年度予算では思っております。ですので、令和9年度に汚水処理事業の全体事業の完了を今現在としては目標としているところです。汚水処理事業については平成13年から開始しておりまして、そうしますと26年、27年ぐらいですか、で全体の完成ということになると見込んでおります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 　4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 　そうですね、大草集落排水と処理場管理業務が109万7,000円ほど減額になりそうだと、それは確かにいいことだと思いますね。やはりいろんな面でコストが上がっている状況において、コスト削減に向けてそういう管理業務についての見直しを考えたということで、非常にこれはいいことだと思いますし、下水処理の3つの分を1つにまとめた会計になったという、それも効果もあったのではないかなと思います。

例えば、この管理業務委託業者なんですけれども、それぞれ3社があったんですけれども、あれですかね、大草の分はどこかの、例えば、今、公共下水道の処理場を管理している業者をお願いするか、あるいはそれぞれ3つの業者を今後も依頼する、委託するということなんですかね。その見積り合わせによって安くなった業者さんがそのまま、まだ大草処理場のほうを頼むということなんですかね、その辺ちょっと再確認をお願いします。

あと、公共下水道の整備については令和8年度完了予定だったんですけども、国の補助金の関係で令和9年度までちょっと残るといふことで分かりました。今、課長答弁のように、平成13年に供用開始して、町の中心部についてはもう20年以上経過しているといふことで、今後、処理場のやはり維持管理も経費がかさんでくる可能性もありますので、そういった点では経費削減といふのはもうこれから絶対やっていかななくちゃならない部分だと思いますので、2点目については了解しました。

じゃ、1点目について、再度お願いします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

業者の、どういった、これまで3社だったものがどうなるかということなんですけれども、具体的な業者名は今ちょっと申し上げられませんが、というのは、まだ参考段階、見積段階なものですから、正式な見積りで、契約を前提とした正式な見積りといふのはまだ当然これからなものですから、ただ、今現在の予算上の金額の算定となったものでいいますと、これまで3処理場、3社だったものが、3処理場、2社になる可能性があるといふことで、それでお許しいただきたいと思うんですけども、どうでしょう。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 下水道事業、これは上水道、先ほど可決されて、私も賛成したんですが、これ両方とも一遍に聞こうと思ったので、あれしてなんです、キャッシュフローの計算書があります。これでどちらも、上水道については4,000万円弱マイナスになっている。それから、下水道工事においては1,000万円弱マイナスになっている。これは町としては、どういった要因でこういうキャッシュフローの計算書がマイナスなのか、どのような見解をお持ちか、ちょっと参考までにお聞きしたいなといふことでお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えします。

まず、キャッシュフローのマイナスですけども、こちらにつきましては、まず上下水道料金につきましては、一番、年度ですね、4月から3月までで料金が入る年度中の一番最後の調定は3月でございます。3月には、下水道使用料、それから水道料金が確定いたします。決算上はそれが利益に計上されますけれども、その分はちょっと実際に入ってくるのは4月以降といふところで、その差はありますけれども、じゃ、その差は前年度分はどうかといふことになると、そこではほぼほぼ変わらないといふところもありますけれども、そういった決算を挟んだ、3月末を挟んだ中で、その年々のいわゆる例えば補助金での収入であったりとか、それが実際には3月までに入らないで4月以降に入ってくるもの等もありますので、実際に現金の収入が遅くなった場合には、支出のほうが上回ってしまうといふこともございます。

具体的には、昨年度、6年度の決算でいいますと、ちょっと町からの出資金、負担金の収入が、確定がちょっとぎりぎりまでなったものですから、翌年度の収入になってしまったなど、そういったこともあります。

それから、3月末までに起債の借入れなんですけれども、これが通常3月25日頃に入ってくるのがありますが、内容によっては4月以降になってしまうものなどもございますので、そういった意味でキャッシュフロー計算書上の現金がマイナスというふうになることもございます。それから、逆に言いますと、そういった次の年度においてはキャッシュフロー上はプラスになるということも当然考えられるわけでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 締めの問題、キャッシュフローの計算書というのは締めの問題じゃないんじゃないですかね。もっと大局というのを見たときには、それ以外の原因があつて、通常言われるのは水道料金の収入の減だったり、それから使用料の収入減だったり、下水道工事についてはそんな感じだと思うんですね。

それで、特に、これ上水道関係であまり質問するのもよくないのだけれども、逆に、上水道関係については、公営企業なんかやっていて、ある程度見える化がなされていますので、そういったものもこれからの対策としては非常に重要になるんだろうなというふうな感覚を持っています。

それで、単に締めの問題だけでやると、締めの問題というのは継続していますので、それが公営企業だったりなんなんの非常にいいところだというふうには私は思っていますので、締めの問題だけでキャッシュフローをマイナスしたとかプラスになったとかそういう話じゃなくて、根本的なところでこういう原因があるから、こういうふうな、だんだんじり貧になっていく。

多分、令和7年度についてもマイナスだったと思いますし、これからどんどん減っていくという感覚の中では、一般会計からの繰入れもどんどん増えてくるというような形になるんだろうと思いますけれども、それに対して対策としてどんなふうにするんだということが大切なことだと思うので、ただ、今の原因だとか要因を聞くと、その対策を打つまでもない、締めの問題だけだよということになれば対策なんか要らないので、そういう意味では対策云々の感覚はお持ちなんですか、お持ちでないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

キャッシュフロー上の問題ですけれども、こちらにつきましては、上水道と下水道のうち、特に下水道なんですけど、下水道は令和6年から公営企業を適用して公営企業になったわけなんですけれども、それで、当然、下水道、非常にお金のかかる事業でありまして、それから接続率等の関係で料金収入は当然なかなか見込めないといえますか、伸び悩んでいるという状況で、ちょっと長いスパンで考えなくちゃならない部分だと思うんですけど、それで、当初から資金不足というのはある程度は想定しておりました。

それで、もともと、この3つの下水道処理事業のうち、基金を持っていた事業があつたんですね。これは特別会計時代の花火の里ニュータウン汚水処理事業でございます。当然、基金なので目的があつて、更新の際の費用とするために基金を持っておたわけなんですけれども、3つの事業のうち1つの事業のみが基金を持っていたという状況もありましたので、公営企業を適用する前年度末をもってこの基金を廃止して、あれはたしか1,540万円だったと思うんですけども、これを資金不足に備えるために繰入れして基金から現金化したという経過もございました。

それから、下水道事業は1つの事業、上水道事業も1つの事業なんですけれども、組織的には上下水道事業

という1つの組織として運営することにしておりますので、上水道事業会計と下水道事業会計の資金の融通が、融通といえますか、会計上はしっかりと金額は当然分かれるんですけども、現金の資金不足に備えるために預金についてはご存じのとおり1つの預金として、一時的な資金不足等に対応できるように1つの預金で対応したりしているところでございます。

それから、ちょっとこれ一般会計からの繰入れについてもなんですが、やはり下水道事業はちょっと資金的に厳しいので、上水道事業にはない維持管理に要する経費ということで一般会計からの繰入れを今受けているところでございます。これは3条予算において収入が不足するということが明らかに分かっているということでもありますので、そういったところでこれは一般会計からの繰入れを行って対応しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かりました。

いわゆる下水道工事業については、基本的な費用、維持管理も含めてなんですけれども、施設の費用なんというのは結構かかる。それでもパイが大きくないものですから、それにかかる1個当たりの負担というのは結構大変なんだろうなということは分かります。

当然、一般的には人口減少なんかも下水道事業においては大きな要因になるんでしょうけれども、当町においては人口減少云々の前に、そういった全部に、町全体に引いているわけじゃないので、そういった3つの基本的なパイの狭さというのがあるんだろうというふうに思いますが、今後どんどん施設の老朽化も進んでまいりますので、それと更新更新というような形の中では非常に厳しい状況になるんだろうという思いがありますので、ぜひとも対策を今のうちに打てる場所は打つということで、逆に言えば、公営企業にしたがために、見えるところは見えますので、数字上でも見えますから、それらを最大限活用していただいて、明るい数字で、いろんな思いはあるんだろうと思いますけれども、数字で見えていくというような形のことをぜひお願いしたいなというふうに思っていますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 人員についてちょっとお聞きします。

上水道が人員は2人、職員2人ですね。下水道のほうが1人ということですね。たしか、これ書かれている、2人に1人と書いてありますからなんですが、その給与形態でちょっとお伺いしますが、上水道のほうは2人で1,719万1,000円という金額が出ている。下水道のほうは給与本体で816万3,000円と出っていますが、この辺の説明、詳細にちょっとお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。今、詳細調べてます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

上水道事業会計とそれから下水道事業会計なんですけれども、職員の数の上水道のほうは2人、それから下水道事業は1人ということで行って現在おります。

下水道事業に関しましては、これまで特別会計で、実は特別会計で行っていたときにはそこから人件費を出しておりませんでした。一般会計の職員が業務を行って、人件費は実際には下水道事業会計からは支出しておりませんでした。それで、企業会計に下水道事業なったものですから、企業会計になって人件費がないというのもあり得ないというところで、実際業務を行っている職員がおりますので、それで最低限の1名ということで下水道事業会計から計上したところでございます。実際には下水道事業、今現在、兼務ですけれども、人数ですと実質3人が関わっております。私も含めれば4人になってしまうんですけれども、実際にはそのようなことになっております。

上水道事業につきましては、こちら予算書上の人件費、これは2名でございますけれども、実際には3名、私も含めると4名携わっているということになっております。

それから、実際、建設水道課職員、会計年度を含めると9人いるんですけれども、企業職員という、上下水道に関係する企業職員、実際には人件費を払っているのは3名ですよ、合計で、上下水道で。ただ、兼務の辞令で企業職員を命じられている職員は8名となっております。会計年度任用職員を除いて8名でございますので、いろいろな兼務等々をしながら実際にはこの上下水道事業を運営しているという形になっているのが現状でございます。

上水道が2名で、それから下水道が1名のそのほかの理由なんですけれども、下水道事業については、汚水処理場の、先ほども出ましたけれども、管理委託、これをほぼ完全に管理委託という形で実施しております。これは平成16年ですか、供用開始した当初から管理委託をしておりますので、その分、人件費の負担が少ないというふうに今現在も考えております。整理しております。それから、上水道事業に関しましては、これまでも浄水場の運転管理は、一部、当然専門的なものがありますので、そういったものは委託しておりますけれども、基本的な日常の運転と管理は職員自前でやっております。この違いが上水道は2名、下水道は1名というふうに私は整理しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 簡単なようで難しい質問で、すみません。いや、ちょっと今の説明分かりましたか、皆さん。これはなかなか難しいんでないかと思う。

だったら、簡単に、これは特別職なんだと。分かりますか。誰もやりたがらない下水の仕事はこういう仕事だと、こう言ってくればよかったんですけども、でも一部が委託していて、でも上水のほうはほとんど職員がやって、私もやっていますと。分かりますけれども、私聞いたのは、たまたま、我々はこの書類しか見ていないじゃないですか。ねえ、町長。それを見たときに、上水道が2人、下水が1人というときに、全般的な結局これ年俸の話だと思うんですが、俗に言う、1人で結局800万円払っているわけじゃないですか。

だから、これは例えば、今、課長が言うには、いや、これは下水でちょっと難しい仕事なんだというところもありますし、水道のほうだったら、これもちょっと24時間体制もありますからとか、そういう何かもって職員をかばうような話をしてくれるんならよかったんですけども、全然意味が分からなくて、きっと、今、水道

課長の言った答弁は全然我々には納得できないし、分からない。だから、その辺なんですよ。だから、とにかく特別職なんだと、これは、そう言うてくれたほうが我々は気持ちいいんですよ。

1人で800万円というのはやっぱりちょっとでかいじゃないですか。それはいろんな総合入っていますけれども、これ給与、手当とか法定福利とかと入っていますから、それで合計なんですけど、それでもこの金額見たとき、1人で800万円って多いんじゃないかなと思うのが普通の人だと思うんで、その辺のもっと職員をかばうような何か答弁ないですかね。お願いします。

〔「何ページ」の声あり〕

○6番（岡部宗寿君） 195ページ。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） もう一度、担当課より説明させていただきます。それで、恐らく1人800万円はもらっていないと思いますので、そこら辺はちょっと詳細に説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

下水道事業会計につきましては、たまたま職員が1人ということで、この合計でいきますと1人なのでこれだけというところで、非常に分かりやすいといえますか、そのように感じるんだと思うんですけども、まず初めに、まず上下水道事業の給与形態なんですけれども、こちらにつきましては一般会計と全く同様の制度となっております。なものですから、まず初めに、上下水道事業の職員の給料が高いということはまずございません。一般会計の職員と同様の基準になってございます。

それで、この給与の明細書の合計の金額が、例えば219ページ、すぐ下のページに、（3）級別職員数、一般職とあります。これで令和8年4月1日現在1人、その1人というのが3級というところに分類されておりますので、ここの級が1級から6級まであるわけなんですけれども、1級になればなるほど安くて、そして6級になればなるほど高くなるという、これは給料表がそのようになっておりますので、若い職員は安い、そして中堅が真ん中付近で、そして6級になってくると高くなるというふうな給与形態になっているところでございます。

それで、218ページの給与費なんですけれども、こちらにつきましては、給料と、それから、給料というのはあれですね、毎月の給料等、それから手当では賞与ですね。6月、12月のボーナスとなっております。これは当然ながら源泉徴収前の金額でございますので、税引き前の金額となっております。会計上支出する金額ということになっております。

次の法定福利費なんですけれども、こちら共済年金や健康保険等の総額になっております。こちらは事業者が負担する分ということになっております。ですから、事業者負担分は法定福利費のほうに計上されておまして、個人が負担する分は給与費の中に、先ほど申し上げました給与を基に計算されることとなりますから、ここから個人は引かれる。税金、所得税、それから住民税、それから法定福利費に当たる共済年金の掛け金であったり健康保険料が引かれるというところになってございます。なものですから、これは会計上支出する総額ということでありまして、実際に個人が、職員が実際に受け取る給与の総額ということではないというところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 当然、それは分かっているんですが、ただ、この明細の出し方、これを見れば、例えば普通の一般の人が見たときに、今、一々、課長のところに行って、これ何でこういうふうになっているんだいと聞きに行く人いないじゃないですか。きつとうちらの議員の中にも、えっときつとみんな思ったと思います。

そういったやっぱりもっと書き方を変えとか何かしないと、実質これ、でも1人で816万円というのを実質はもらうようになっているわけじゃないですか。そこから今言った保険だ何だ、いろんなのが引かれるからこうなんだということ、これ当然あることです。やっぱりそういったものが実質書いてあればいいんですが、これはない。これ見ただけでは、これ町長よりももらっているんじゃないかと思っちゃうわけじゃないですか。

だから、今、私ちょっと思ったんだから、これはやっぱり私が思ったということはほかの議員も思っているわけですから、だからその辺をもう少し明細に書くか何かしないと誤解を招く。実質は分かります。これ3級職員なのに何でこんなにももらえるのかなと思うわけじゃないですか。だから、その辺の書き方なんかもこれからちょっと検討してもらって誤解のないように。そうですね、木田さん。そういうことなので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

[発言する声あり]

○議長（水野秀一君） 静粛をお願いします。

○建設水道課長（生田目 聡君） 6番議員のおただし、非常によく分かりました。私のこの説明の仕方もちよっといろいろ工夫しながら説明したいというふうに思っております。

218ページのおただしありました816万3,000円、これはこの見方としては、この説明なんですけれども、会計上は実際にここまでかかっていますよと、会計上ですね、実際の予算計上しているものはここまでかかっています。

それで、この218ページに1、2、3と左上にあると思うんですけれども、3番、給料及び1人当たりの手当の状況ということで、こちらが具体的に言いますと、令和8年4月1日現在の月額でいきますと33万6,917円、これは給料のみですね。給与になりますとこれにボーナス等いろいろ含まれますので、それだと37万7,083円ということで、こちらのほうがより具体的に分かりやすいのかなというふうに記入してあるところでございます。

ただ、これらの様式等をもっと見やすいものにというところに関しましては、これは一般会計と同様でございますので、総務課長とよく相談して、今後も改善に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○6番（岡部宗寿君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 農集排が合併になって、浅川の下水事業に1つになったということなんですけれども、将来的な話でちょっと質問したいんですけれども、集落排水事業というのは、浅川町で取り組んで、たまたま

というか、どういう運びじゃちょっと分からないですけども、大草で受け入れて今やっているんですけども、加入者が少ないのと、今、維持管理にかなりのお金がかかっているというような状況です。集落排水事業を今後どうしていくかというか、町の負担がかなり大変なので、例えばですけども、今20件くらいかな、入っているのは、それに浄化槽を設備してやれば、個人個人の負担、補助でどういうふうにしていくかは分からないですけども、個人個人の浄化槽にしたほうがかなりの経費削減になると思います。

将来的にいつまで続けるのか、続ければ続けるほど、例えばですけども、加入者というか件数が減っていきます。ご覧のとおり、どこでも少子化で、そういうこと言うとあれですけども、加入者が減っていく事態になってきます、予想するに。そうすると、またまたその入っている人が負担になっていきます。だから、各家々に合併浄化槽を備えてやって、集落排水事業をだんだんにやめていくほうが私はいいと思うんですけども、そういう将来的にどうしていきたいかちょっとお聞きします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきますが、この大草の集落排水事業、これはもう本当にここ数十年は1件も増えていないと思います。今の1番議員が言ったとおりに、恐らく減る一方なのかなと思っておりますので、今後どのようにするかは担当課と進めていきたいと思っております。

補足説明を担当課よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

農業集落排水、大草地区です。浅川町では大草地区のみということで、そうですね、生活排水処理基本計画の中で当初はほかの地区も多数、農業集落排水事業で整備しようという計画は当時あったんですが、大草地区が一番最初にこの事業に取り組んだというところがございます。大草川は久慈川水系ということで、久慈川の下流域については下水道整備が既に進んでいたという状況がありますので、それに併せて、浅川町では大草地区が久慈川水系でございまして、それで率先してといいますか、浅川町の中では一番最初にこの事業に取り組んだという経過がございました。

その後、自治体を取り巻く環境もいろいろ変化もございまして、見直しを図ってきたわけなんですけれども、そういった中でやはり議員おただしのとおり、この集合処理ですね、町中心部以外の集合処理については、経費の面を含めて、採算性とかの面も含めてあまり妥当ではないのではないかとこのところで見直しが図られてきたものと承知しております。

そういった中で、その懸念どおりに、現在、大草地区は19戸接続、34戸程度予定対象は当時はあったものと思いますけれども、その分母自体も残念ながら少なくなっているところもあると思っております。今後もなかなか高齢化等に伴いまして接続が進むかどうかはちょっと分からないという状況もあります。そういった中で、議員おただしのとおり、懸念といいますか、心配な状況もありまして、町でもそのように当然捉えております。

それで、当面の、今おただし、今後どうするんだということではあったんですけども、長期的には当然そのような視野に立っているつもりではございますけれども、短期的な視点で考えますと、いろいろ、これまで料金の見直し、これも実際地元に行って説明をお願いして、また議会でも承認をいただいて、今までちょ

っと安かったんですね、大草地区農業集落排水の料金体系は。これをほかの下水道事業と同様の金額に改正をしまして、収入の増加を図ったところでございます。

それから、令和8年度から大草地区の農業集落排水事業の維持管理委託の予算、これもなるべく安いものにするということで、収入増を図って、今度支出の減も図っていききたいということで、委託料を見直し、業者選定の見直しを図っていききたいというところでございます。

それから、下水道事業の経営戦略というものがございまして、これ国からつくるようにというところでいろいろ指導があるんですけども、経営戦略の見直しを行っております、今現在。3月、今月中に作成することで今進めております。その中で、ちょっとまだはっきりとは決まっていないうんですけども、将来の位置づけというのも当然考えておまして、1番議員がお話されたように、今後、あの施設を長寿命化していくのか、更新していくのかというところになりますと、当然ながら耐用年数ある程度過ぎた段階、大規模修繕が必要な段階に、違う浄化槽への転換というのも検討していかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○1番（須藤孝夫君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 1点お伺いしたいというか、お願いもあります。

230ページの付属資料、非常に見やすくていいんですが、キャッシュフローとかあまり見慣れないものですかから非常に助かるんですが、できれば前年度の金額もどこかにスペースをつくって入れていただければ、一目で比較ができるので、ちょっと来年度は努力をしていただいて、前年度の金額も入れていただければと思います。

あと、ちょっとページ戻ってしまうんですけども、196ページのところで、ちょっと教えていただきたいんですけども、（3）の級別職員数のところ、令和7年4月1日現在、3級が2人なんですけれども、下の合計が1となっているんですけども、なぜ2が1になっちゃうのか教えていただければと思います。

以上2点お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これは、最初は230ページの付属資料のことですよ。

〔「はい」の声あり〕

○町長（江田文男君） あと、196ページですね。担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

230ページの付属資料なんですけれども、こちらは、公営企業法の施行規則等にある程度こういった予算書の様式というものが示されていたものと思います。そういったものを参考にしながら作成したものでございまして、こちらに前年度の比較ができるようにというお話がございましたけれども、そういったところもよく再確認しながら、ほかの自治体の例なんかも参考にしながら、これはちょっと可能かどうか検討していきたいと

考えております。

それから、すみません、これは上水道のほうですけれども、196ページ、令和7年4月1日現在、すみません、こちらは大変失礼いたしました。誤りでございまして、ご指摘のとおり、合計は3級2なので2というふうになります。すみません、この場でちょっとおわびいたしまして訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○7番（須藤浩二君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第20号 令和8年度浅川町下水道事業会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第7、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第8、文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本日、町長から副町長の選任につき同意を求めることについて及び教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについての3議案が提出されております。

ここで、追加日程、議案準備のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時03分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（水野秀一君） お諮りします。ただいま配付しましたとおり、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて、同意第2号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて及び同意第3号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第10、追加日程第11及び追加日程第12として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認め、同意第1号、同意第2号及び同意第3号を日程に追加し、追加日程第10、追加日程第11及び追加日程第12として議題とすることに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 追加日程第10、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君） 次に、提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、現在の副町長が一身上の都合により令和8年3月31日をもって退職するため、次の者を後任の副町長として選任したく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、住所及び氏名等の詳細は議案書のとおりであります。

栗林氏は、平成10年4月に福島県職員となり、県企画調整部地域振興課や富岡町派遣を経て、現在、県土木部土木総務課に総務管理担当、主任主査として在籍しております。地方行政に精通しており、副町長として適任であると考えております。

ご同意くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 今ほどの町長の説明の中で、現副町長は一身上の都合ということだったんですけども、一身上の都合というか、期間で帰るといふこととは違うんですかね。派遣期間の絡みで帰るとかじゃなくて、このタイミングでということによろしいんですか、町長。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、総務課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 先ほど町長より説明あったとおりではあるんですが、皆様ご存じのとおり、ここ数年、歴代、浅川町は県から副町長おいでいただいております。慣例によりまして2年ということにはなっているかと皆様ご存じかと思いますが、書類には一身上の都合ということで記載はございましたが、そのようなこととなっております。

以上です。

○7番（須藤浩二君） 了解。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、今、住所が郡山市となっておりますが、出身というか、出身もこちらで、郡山市出身ということになるのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 出身は須賀川市でございます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから追加日程第10、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎同意第2号及び同意第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 追加日程第11、同意第2号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて、追加日程第12、同意第3号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて、以上の2議案は関連のある議案のため、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君） 次に、提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、現在の教育長が、一身上の都合により、任期を1日残し、令和8年3月31日をもって辞職するため、次の者を後任の教育長として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、住所及び氏名等の詳細は議案書のとおりであります。

塩田氏は、国立茨城大学教育学部を卒業し、昭和58年4月に福島県教職員となり、県内の各小学校や県教育庁で勤務し、令和3年3月、石川町立石川中学校校長を最後に定年退職となりました。学校教育に非常に精通し、高い識見を持ち、次の教育長として大変適任であると考えております。

なお、今回の同意につきましては、現教育長の残任期間であります4月1日分の同意、さらには新教育長の任期であります4月2日からの3年間の同意、この2つの同意案件を提出するものであります。

議員の皆様、ご同意くださるよう切にお願いを申し上げまして、補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から補足説明を申し上げます。

今回のこの教育長の人事案件につきましては、お手元のとおり2つの議案提出させていただきました。

こちらにつきましては、国の法律で地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものがございまして。その中の第5条の規定で、次の教育長の任期は、前の教育長の残りの期間までとしなければならないとうたっております。

今般、任期を1日残しまして、真田教育長が3月31日をもって辞職されます。なお、翌日4月1日は新年度となりますが、教職員の着任式を含む辞令交付式など、この4月1日には重要な任務、事務がございまして、残任期間の4月1日分の教育長を任命する必要がございまして。このような事情がありますので、適法に教育長を任命するため、お手元の2つの議案とさせていただいたところです。

補足説明につきましては以上です。

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 真田教育長には引き続き町の教育行政に力を発揮してもらえらるんだとばかり思っていましたので、今回のこの提案は全く意外だったんですけども、塩田正信氏については私もよく存じ上げておまして、しっかりやったださる方だろうなということで異論はありませんけれども、現在、真田教育長は記念館の館長も兼任をしておられます。教育長という立場からなんでしょうか、ほとんど無報酬で活動をされておられますけれども、今度、記念館の館長というのはどういうふうになるのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は引き続き記念館の館長をしていただきたいと思いますと思っております。やはり真田教育長は記念館にはものすごく興味がありまして、今までこの数年間は記念館のために先頭になって吉田富三博士のことを、様々な事業を行ってきまして。これは町民の皆さんもよくご存じだと思っておりますので、できれば引き続き記念館の館長をしていただきたいと思いますと思っております。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 任期の件なんですけれども、任期を1日に改めるということではできないのか、まず1点お伺いいたします。

あと、塩田氏が適任であるというのは私も存じ上げておりますが、現荒町の区長代理を務めている方でございます。そして、区長関係者の方から、突然に区長代理を辞任したいという申出があったということも私は相談を受けました。本人からはこのような人事案件があるからだということは説明がなかったということで私は聞いております。ただ、別に区長が兼務できないわけではないので、今から、区長代理ですから、来年度、区長さんですよ。今からその荒町の区のほうで、じゃ来年の区長どうするんだという話で今大変困っているそうでございます。

教育行政に力を注いでいただけるのは大変ありがたいことですが、できれば区のほうにも迷惑をかけずに、引き続き区のほうも辞めないで引き受けてもらえるような形が取ればいいなという思いがあるのですが、その辺を町長はどう考えておりますか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 区長代理の件は私存じております。ただ、区長に関しては、これは荒町区が決めることだと思っておりますので、当然、本人は、どういう方向で持ってきたか分かりませんが、区の役員と相談したと聞いておりますので、詳細のことは本人が区に説明しなければならないと思っております。

私、最終確認、3月7日に大丈夫ですかというお話をしたら、何ら問題ありませんということをしていただきましたので、3月9日に職員に議案を出すように説明を、3月9日に議案書を作るように説明をさせていただきました。当然、副町長に関しては、これは県の派遣というのは、3月5日に県の担当課からいただきました。本来であれば13日に県の職員が決まるのかな。一足先にお話が来ました。そういう中で、恐らく県の職員あるいは塩田氏に関しても何ら問題はないと思っております。私がこれ区長云々とか口出したら余計おかしくなっちゃいますので、本人、荒町区が決めることだと思っております。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） そのとおりだと思います。区のほうでの判断だとは思いますが、仮に塩田氏が引き続き区長を続行することに関しては別に違法性はないということによろしいですよ。それで、私もその前段のところまで、区のほうでは困った、突然に辞めると言われてしまったということまでしか聞いておりませんので、その後、町長が確認したときには、いや、何ら問題ないと言ったのは……

〔「本人に確認ね」の声あり〕

○7番（須藤浩二君） だから、本人にそう聞いて、問題ないと言われたということは、区のほうで何か対応したのかということも推測されますが、今後、もしまだ区のほうで対策がされていないということであれば、法律上問題ないのであれば、迷惑かけないようにきっちと区のほうの仕事もしていただきたいなという思いでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 補足説明、総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田日源寿君） それでは、今の件ですが、その前に先ほどの1点目なんですけれども、これ実はルール決まっております、4月2日からが就任となっております、終わるのが末日が年度越して4月1日となっております、歴代このようなことで人事案件、浅川町は出しております。浅川町の場合はなんです、そのようなことでご理解いただきたいんです。

先ほど私が補足答弁で申したとおり、4月1日、ご存じのとおり、ここで教職員の着任式、あと辞令交付等もございまして、ここは新しい教育長さんということだと私は推測しております。

それと、区長会の件につきましては、私のほうでもいろいろ情報はいただいております。決まったような話も聞いておりますので、後ほどなお確認させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに。

6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 先ほどの、真田教育長には、本当に今の中学校建設に当たって、本当の町の執行部の側に立っただけでも答弁で、ばきばきとやられております。今、町長の話ですと、新しい教育長は教育長で、吉田富三記念館を今の真田教育長にやってもらいたいんだという話が出ますが、やっぱりそこには、今までは教育長だったからこそ吉田富三記念館の館長をやられていたということもあります。それはやっぱり雇用関係、金銭関係込みで教育長だったからということでやっていただいたんですが、万が一、今回、教育長を辞して富三記念館の館長をやるとなれば、新たな雇用関係、それと賃金関係の問題が生じますが、その辺の見解をお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 館長に関しては、今まで、前館長お亡くなりになりましたが、そういう対応になるのかなとは思っております。賃金もそうですね。賃金もそういう前館長のそれを大体見て決まるのかなと思っております。この賃金は、やはり今までやってきたのを、恐らくそういう書類があると思っておりますから、それでやっていただきたいと思っております。それで、少しの休みも欲しいだろうし、毎日記念館に行ってもあれだろうし、やっぱり自分の体に合ったときに、週に、恐らくですよ、今まで館長はここ十数年、前館長や、週に3回ぐらい来ておりましたから、週に3回ぐらいだったらゆっくりできるのかなとは思っております。まだこれ決定じゃありませんからね。まだ本人と話もしておりませんので、そういう方向でやっていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 全く町長の言うとおりで、現在の教育長の考え次第だということで分かりました。

我々、真田教育長、ずっと小学校校長のときから我々は関係しておりましたが、この方はやっぱり吉田富三博士のことは浅川の町民よりもよく知っておられた方で、私も感激して、浅川小学校の児童を使って劇やったときには感激しました。それほど精通していた方なので、もったいないなというのも私もありましてこのような質問をさせていただきましたが、でもこれは単に今の教育長個人の今後の考えだと思いますので、その辺は町長がもし中に入られるのであれば、もう少し親身になった話で、富三記念館をどうするかとか、そういったものでもう少し話し合ってもらって、当然、賃金もそれなりにやっぱりつけてやるべきだし、その辺の話をこ

れから進めてもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

討論、採決は1件ずつ行います。

初めに、追加日程第11、同意第2号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについての討論を行います。

討論のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから追加日程第11、同意第2号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

次に、追加日程第12、同意第3号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについての討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから追加日程第12、同意第3号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

副町長の選任及び教育長の任命で同意することが決定しましたので、栗林様並びに塩田様には閉会後にご挨拶をいただきたいと思います。

◎閉会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第2回浅川町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時31分